

申請業務	豊浦町内公民館等 主事業務
------	------------------

下関市非常勤嘱託職員登録申請書(豊浦町内の公民館等主事)

平成 年 月 日 現在

フリガナ 氏名		印
生年月日	年 月 日 (満 歳)	

縦5cm以内
横4cm以内
脱帽で6か月以内に
撮影したもの

フリガナ 現住所 〒	電話
フリガナ 連絡先 〒 (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)	電話

勤務地	勤務できる勤務場所すべてに✓して下さい。			
	<input type="checkbox"/> いずれでもよい	<input type="checkbox"/> 室津公民館	<input type="checkbox"/> 黒井公民館	<input type="checkbox"/> 川棚公民館
	<input type="checkbox"/> 小串公民館	<input type="checkbox"/> 宇賀ふれあいセンター		

年	月	免許・資格

※下関市整理欄

様式第1号(第4条関係)

年	月	学 歴 ・ 職 歴

本人記入欄 (志望動機や勤務時間その他についての希望があれば記入)

(注意事項)

1. 次の各号の一に該当する場合は、申請できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 業務の性質上資格・免許を要する場合においては、当該資格・免許を有しない者又は有しなくなった者

※このいずれかに該当することが判明した場合、本人から取消しの申し出があった場合は、登録を取り消します。また、登録の内容に偽りがあった場合は、登録を取り消すことがあります。

2. 登録の注意点

- (1) この登録は採用を保証するものではありません。
- (2) 登録した旨の通知等はいたしません。
- (3) 提出いただいた申請書の返却はいたしません。
- (4) 登録の有効期間は、登録した日の翌年度末(3月31日)までです。